

一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会 WEB 会議システム会費規程

(趣 旨)

第1条 本規則は、一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会（以下、「協議会」という）は、定款第8条の会費に関する規定に基づき、協議会が運営する LiveOn（ライブオン）による WEB 会議システムの会費の額及び会費の納付等について必要な事項を定める。

(会 費)

第2条 WEB 会議システムの利用施設の会費は、別表に定める額とする。ただし、年度途中で利用を開始又は中止した場合の取扱いは次による。

- (1) 利用施設が年度途中から利用を開始した場合
 - ・利用開始月から当該年度末までの額とする。
- (2) 利用施設が年度途中で利用を中止した場合
 - ・当該年度の4月から利用を中止した月までの額とする。

(利用施設の会費の納付)

第3条 別表に定める会費は、協議会にて当該年度分を利用施設に請求するものとし、利用施設は、請求された会費の全額を協議会の指定した期日までに納付するものとする。

- 2 会費の納付方法は口座引落を原則とし、協議会の指定した期日に利用施設が申し出た指定の口座より会費を引き落とすこととする。
- 3 前項の規定によらず、利用施設が口座振込を希望する等の場合には、協議会の指定した期日までに、協議会の指定した口座へ請求された会費の全額を振り込むものとする。なお、この場合の振込手数料は利用施設が負担するものとする。

(権利やサービスの停止)

第4条 定められた期日までに会費を納付しなかった場合、権利やサービスを停止することがある。

(その他必要事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会が別に定める。

(改廃)

第6条 この規則の改廃に関しては、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規則は令和2年7月1日に制定。

別表

WEB 会議システム (LiveOn) 会費

1. 利用施設会費

(単位：円)

種 別	月額	年額
WEB 会議システム(LiveOn)利用施設	1,500	18,000